

静岡産業大学学部国際交流委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学の経営学部及び情報学部（以下「各学部」という。）に、国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、各学部と外国の大学及び教育研究機関（以下「外国大学等」という。）並びに国内の国際交流機関との学術、文化の交流を促進し、もって、各学部の教育研究の充実及び発展を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際交流の方針に関すること
- (2) 外国人留学生の受け入れに関すること
- (3) 外国人留学生の生活支援に関すること
- (4) 外国人留学生の奨学金に関すること
- (5) 外国人留学生の就職に関すること
- (6) 外国人留学生の授業料等減免に関すること
- (7) 学生の海外留学、海外研修に関すること
- (8) 外国大学等との交流に関すること
- (9) 日本語教育機関等との渉外に関すること
- (10) その他国際交流に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (2) 国際課長

(任 期)

第5条 前条第1号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長が選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括するとともに国際課の活動全般を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局国際課において行う。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。